

河川と海岸の管理

現在、徳島県知事が管理する河川は、一級河川が2水系で368河川、延長約1340km、二級河川が39水系で129河川、延長約440km となっています。

また、海岸は、延長約393km のうち、国土交通省所管海岸が38海岸、延長約170km で、その内農林水産省との共管海岸が19海岸、延長約26km となっています。

これらの河川、海岸について、徳島県では、東部県土整備局3庁舎、南部総合県民局3庁舎、西部総合県民局2庁舎において管理を行っています。

(1) 河川管理

河川は、公共用物としてその目的に沿った保全を行い、国民の共同の利益となるように管理を行っています。

近年、河川に隣接する市街地周辺において、土地利用の活性化、また都市化による人口集中、産業等の発達により、以下にあげる問題、要望などが生じています。

- ① 生活排水、産業排水の増大による水質の悪化
- ② 不法占用、不法投棄
- ③ 流域のオープンスペースの減少と緑地の絶対量の不足から、河川の公園緑地としての利用に対する要請
- ④ 河川敷地の緊急時の避難場所、避難道路としての利用に対する要望
- ⑤ 河川景観がもたらす情操の中に潤いのある精神生活の糧を求める期待感

これらに対し県では、①、②については、関係機関との協力、応援体制の強化、河川パトロールの充実化などを図り、また、看板、標識を設置し、河川愛護ポスターを配布するなど付近住民の河川愛護の意識高揚に努めています。特に、県都を流れる新町川については、定期的な河川清掃のほか、吉野川本流からポンプ(新町川浄化揚水場)により強制的に水を導入することによる水質改善、水循環の促進を図り、河川浄化に効果を上げています。

また、③～⑤については、都市域での環境面での改善のため、河川敷地を公園緑地、運動場などを一般開放するなどしています。

(2) 河川環境

豊かで住みよい国土の建設を推進するために、毎年関係機関、関係団体等の協力を得て、次の行事を行っています。

7月1日～7月31日 河川愛護月間、海岸愛護月間

河川は、雨水を海に安全に流下させるとともに、人々の憩いの場として利用されるという大切な役目も持っています。

(3) 海岸管理

徳島県では、38海岸、延長170,072m 及び一般公共海岸について海岸法(昭和31年法律第101号)に基づき、その管理を行っています。

海岸においても、海洋性レクリエーションなどの利用が重要になってきている現在、秩序ある開発、利用を進め、自然環境の保全を図る必要があります。

(4) 砂利採取

・ 河川砂利

現在、一級河川吉野川水系及び那賀川水系の本川及び支川の指定区間並びに指定区間外において、砂利採取が行われています。最近、砂利の枯渇化が進む反面、建設事業の重要かつ貴重な工事用資材としての河川砂利の安定的供給が要請されています。

このため徳島県では、昭和58年に河川砂利等採取許可要綱を制定し、適正な河川管理のもとに、河川砂利を安定的に供給するよう努めています。

なお、一級水系のうち指定区間外については、国土交通省の許可のもとで砂利採取が行われています。

・ 陸砂利

骨材供給については、河川砂利の枯渇等により陸砂利の割合が漸増しています。

河川砂利の採取は、河川という限定的な土地での行為であるのに対して、陸砂利の採取は広範囲であり、災害問題を起こし易いこと及び土地の権利関係からくる制約等があります。そのため、砂利採取計画の認可その他砂利採取法の運用にあたり、徳島県陸砂利採取計画認可要綱を制定するとともに、徳島県砂利・岩石採取連絡協議会を設置し、関係各機関の緊密な連絡のもとに適確な運用を行っています。

(5) 岩石採取

徳島県の地質は、北から南へ和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯の順に配列しています。

このうち、和泉帯において、砂岩を主とした碎骨材が、三波川帯において結晶片岩(「青石」とよばれる緑色片岩が主)が庭石、壁材、敷石等建築土木用材として採取されています。

現在、認可を受けている採取場は、19件です。